新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる基本方針

令和２年３月　６日策定

令和２年３月２７日改定

令和２年４月１０日改定

令和２年４月２４日改定

令和２年５月　７日改定

令和２年５月２１日改定

富加町新型コロナウイルス感染症対策本部

５月１４日に岐阜県の緊急事態宣言が解除されたことや、岐阜県「コロナウイルス社会を生き抜く行動指針」（以下、「県行動指針」という。）が策定されたことを受け、本町においては当分の間、以下の方針により対応することとします。

（１）町民への協力要請について

　緊急事態宣言が解除されても、全国的には感染症が収束しておらず、警戒が緩めば、再び感染が拡大することも懸念されているところです。

　このため、県行動指針に基づき、次のことについて要請をします。

①「新しい生活様式」の定着

「人と人との距離の確保（SocialDistancing）」「マスクの着用」「手洗いの励行」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図ること。

②外出におけるリスクの回避

 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の移動を避けるとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設（繁華街の接待を伴う飲食店等）や、「三つの密」のある場への外出を避けること。

（２）事業所・店舗への協力要請について

県行動指針に基づき、全ての事業所・店舗へ感染対策の実施を要請します。

 （３）町が主催又は共催するイベント等について

　既に中止又は延期の周知がされているもの以外は、県行動指針に基づき、当分の間、入場者数制限や来場者の健康チェックなど感染対策を徹底した上で開催します。

（４）町の事業に係る会議等について

　５月末日までに開催する会議等で、次の①②該当するものは、事業運営等に支障が生じない限り、これまでと同様に中止又は延期、若しくは、書面による会議での対応とします。

①審議、審査等を要しない報告を主とする内容のもの

②審議、審査等を要する場合でも、会議等の委員に対する事前の周知・同意により、上記の対応が可能なもの

６月１日以降に開催するものについては、県行動指針（３　県の催事施設）に基づき、感染対策を徹底した上で可能な限り短時間で終了できるよう配慮し開催します。なお、既に中止等が連絡済みのものや感染対策をすることが困難な場合は、これまでと同様の対応とします。

（５）学校、こども園等の対応について

　　基本的には、国及び県の方針に基づいた対応とします。

（６）町公共施設について

　　小中学校体育館・グラウンドやいきいきトレーニングプラザなど一部施設を除き、原則として６月１日から貸し出しを再開します。

公園等については、感染予防対策をして利用するものとし、風邪等の症状がある方には利用の自粛を呼びかけます。

（７）町以外の団体等が主催するイベント・会議等について

　　開催の必要性や上記の内容を参考に判断ください。

（８）その他

これらの方針は、今後の感染拡大状況により適宜見直します。